

＜令和元年度実施分＞実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	中部福祉保健局
作成時点	令和2年 2 月 7 日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文書指摘日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報告受理日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
A法人	a老人保健施設	介護老人保健施設	7月31日	(1) 入所者の負傷及びその他の事故について、速やかに市町村に連絡されていないものがあつたので、入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は速やかに市町村及び家族に連絡すること。なお、鳥取県介護保険事業者における事故発生時の報告要領の報告の範囲に該当する場合は、県に対し報告を行うこと。	9月2日	(1) 事故発生時の報告手順のマニュアルを見直し令和元年8月1日より、市町村・県へ報告する流れを組み入れた新しいマニュアルに変更しました。また、社内の事故報告様式も変更し市町村・県への報告の有無を記載する欄を設けました。 (別紙のとおり) 今後は、上記の改善結果と報告要領に従い、事故報告を実施致します。
				(2) 施設サービス計画書について長期目標と短期目標の目標期間の記載がなかったため、期間について記載すること。 (3) 施設サービス計画書の入所者の家族に対する説明を電話で行い、同意(書)を郵送して、後日返送してもらった事例があつた。この経緯について「了承済み」としか記載がなかったため事実関係のわかる記録を整備すること。		
B法人	bデイサービスセンター	通所介護		(1) 担当者会議の記録がないものがあつたので、書類を整備し、利用者の心身状況の把握に努めること。 (2) 通所計画書について、長期目標と短期目標の目標期間の記載がなかったため、期間について記載すること。 (3) 利用料金同意書について、同意日が鉛筆書きされていたものがあつたので、ボールペン等で記載すること。		
C法人	cデイサービスセンター	通所介護	8月8日	(1) 指定通所介護のサービス中に、骨折事故があつたにも関わらず、報告されていないものがあつたので、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族及び居宅介護支援事業者等に連絡を行うこと。 (平成30年8月21日の実地指導に基づき、平成30年9月5日文書指摘。改善されていないため同指摘)	9月4日	(1) 事故発生時、緊急対応マニュアルを職員間で再確認し、市・県に対しても速やかに報告相談ができるようにしました。 なお、事故報告書に関係機関に報告漏れの内容チェック欄を設けました。
				(2) 記録の作成について、利用者ごとの通所介護計画、サービス提供の記録、事故等への対応の記録その他規則で定める記録を県条例及び県規則のとおり整備すること。 (3) 業務管理体制の整備に関する事項の届出について、法令遵守責任者の氏名が現状と相違しているため、法令遵守責任者を変更する場合は、速やかに変更の届出を提出すること。		

法人名	事業所名	サービス種類	文書指摘日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報告 受理日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
D法人	d 介護老人福祉施設	介護老人福祉施設		(1) 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護（予防）の利用契約書について、サービス提供記録の保存期間が2年間となっていたので、「県条例施行規則」のとおり、保存期間を5年間とすること。		
		短期入所生活介護		(1) 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護（予防）の利用契約書について、サービス提供記録の保存期間が2年間となっていたので、「県条例施行規則」のとおり、保存期間を5年間とすること。		
		介護予防短期入所生活介護		(1) 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護（予防）の利用契約書について、サービス提供記録の保存期間が2年間となっていたので、「県条例施行規則」のとおり、保存期間を5年間とすること。		
E法人	e デイサービス	通所介護	8月22日	(1) 利用者の負傷及びその他の事故について、市町村に連絡されていないものがあつたので、利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は速やかに市町村等に連絡を行うこと。 (2) 運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていなかったため、掲示すること。	9月9日	(1) 該当する事故について北栄町役場福祉課に事故報告書を提出し受理して頂きました。今後は発生時には速やかに報告させて頂く旨を制約も致しました。 (2) 口頭で指摘ありし左記事項に関し、即日、運営規程、重要事項説明書、利用者からの苦情を処理するに講ずる措置の概要等を、玄関内部横壁面に掲示いたしました。(写真資料添付)
				(3) 従業員の職種について、書面上で確認できなかったため、辞令書等により明確にすること。 (4) サービス担当者会議の記録がないものがあつたため、書類を整備し、利用者の心身状況の把握に努めること。 (5) 宿泊サービスを連続して利用する場合に、同一建物減算(94単位)を適用していたため、送迎減算(47単位×2)を適用すること。 なお、初日と最終日については、片道の送迎を実施していないことから、送迎減算(47単位)を適用すること。		

法人名	事業所名	サービス種類	文書指摘日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報告 受理日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
H法人	h 介護老人 保健施設 1	介護老人保 健施設		(1) 事故発生防止のための従業者に対する研修が定期的に行われていなかったため、定期的（年に2回以上）に開催すること。		
	h 介護老人 保健施設 2	介護老人保 健施設		(1) 事故発生防止のための従業者に対する研修が定期的に行われていなかったため、定期的（年に2回以上）に開催すること。		
J法人	j 短期入所 生活介護 1	短期入所生 活介護		(1) サービス担当者会議等の記録がないものがあったので、サービス担当者会議等の記録を整備し、利用者の心身状況等の把握に努めること。		
	j 短期入所 生活介護 2	介護予防短 期入所生活 介護		(1) サービス担当者会議等の記録がないものがあったので、サービス担当者会議等の記録を整備し、利用者の心身状況等の把握に努めること。		
	j 短期入所 生活介護 3	短期入所生 活介護		(1) サービス担当者会議等の記録がないものがあったので、サービス担当者会議等の記録を整備し、利用者の心身状況等の把握に努めること。		
	j 短期入所 生活介護 4	介護予防短 期入所生活 介護		(1) サービス担当者会議等の記録がないものがあったので、サービス担当者会議等の記録を整備し、利用者の心身状況等の把握に努めること。		
M法人	m デイサー ビス	通所介護	10月9日	(1) 生活相談員について、人員基準を満たしてない提供日が1日あったので、適切に配置すること。 (2) 運営規程の概要、通所介護職員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていなかったため、掲示すること。	11月11日	(1) 生活相談員が体調不良のため急遽休んだことによるものでした。今後は生活相談員を1日あたり2名以上配置したシフトを組みます。 (2) 通所介護事業所内に掲示場所を設け、「運営規程」、「重要事項説明書」、「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を掲示しました。
				(3) 生活相談員1名の職種について、書面上で確認できなかったため、辞令書等により明確にすること。		
	m 訪問介護	訪問介護		(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出について、代表者の氏名が現状と相違しているため、速やかに変更の届出を提出すること。		

法人名	事業所名	サービス種類	文書指摘日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報告 受理日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
N法人	n 特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護		(1) 運営規程の職種について、「介護職員」が「支援員」となっているので適正にすること。		
		介護予防特定施設入居者生活介護		(1) 運営規程の職種について、「介護職員」が「支援員」となっているので適正にすること。		
O法人	o 福祉用具	福祉用具貸与	10月28日	(1) 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業員に対する研修を実施すること。	11月28日	(1) テキスト、文書における研修とインターネット動画により11月中旬に従業者研修を実施した。
				(2) 軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合の確認に用いた文書等について、保存されていないものがあったので、文書の保存を適正にすること。		
		介護予防福祉用具貸与	10月28日	(1) 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業員に対する研修を実施すること。	11月28日	(1) テキスト、文書における研修とインターネット動画により11月中旬に従業者研修を実施した。
				(2) 軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合の確認に用いた文書等について、保存されていないものがあったので、文書の保存を適正にすること。		
P法人	p 老人保健施設	特定福祉用具販売	10月28日	(1) 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業員に対する研修を実施すること。	11月28日	(1) テキスト、文書における研修とインターネット動画により11月中旬に従業者研修を実施した。
		特定介護予防福祉用具販売	10月28日	(1) 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業員に対する研修を実施すること。	11月28日	(1) テキスト、文書における研修とインターネット動画により11月中旬に従業者研修を実施した。
P法人	p 老人保健施設	介護老人保健施設		(1) 施設サービス計画について原案は作成されていたが、作成後に入所者に対する介護保険施設サービスの提供に当たる他の従業員の専門的見地からの意見を踏まえた施設サービス計画が作成されていないものがあったので、介護支援専門員は利用者ごとに施設サービス計画を作成すること。		
Q法人	q デイサービスセンター	通所介護	11月19日	(1) 重要事項説明書について「従業員の職種、人数及び職務の内容」、「利用定員」等の運営規程の概要の記載がなかったため、記載すること。	12月6日	(1) 重要事項説明書に「従業員の職種及び職務の内容」、「利用定員」等の運営規程の概要の記載を行った。
R法人	r 介護老人保健施設	介護老人保健施設	12月4日	(1) 身体拘束を行う場合について、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載した記録がないものがあったので、適切な記録を作成すること。	12月13日	(1) 当初の予定を超えて身体拘束を継続している方について、その態様、時間等について家族へ説明し、同意書にサインをいただいた。 また、身体拘束を解除するタイミングを逃さないよう、毎日観察し記録を残すよう改めるとともに、委員会を開催するいとまなく身体拘束を開始・継続する必要がある場合に、主要メンバーで決定できるようにするなどのマニュアルの見直しを行った。

法人名	事業所名	サービス種類	文書指摘日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報告 受理日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
				(2) 従業員の職種について、書面上で確認できないものがあったので、辞令書等により明確にすること。		
S法人	s 福祉用具	福祉用具貸与	12月4日	(1) 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業員に対する研修を実施すること。 (2) 運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていなかったため、掲示すること。	12月16日	(1) 「高齢者虐待防止に向けた普及啓発映像」、「支援ネットワークで進める高齢者虐待への対応手順」、上記DVD、2件をを全員で見て確認しました。 (2) 事務所・店舗内の見える場所に掲示しました。
		介護予防福祉用具貸与	12月4日	(1) 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業員に対する研修を実施すること。 (2) 運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていなかったため、掲示すること。	12月16日	(1) 「高齢者虐待防止に向けた普及啓発映像」、「支援ネットワークで進める高齢者虐待への対応手順」、上記DVD、2件をを全員で見て確認しました。 (2) 事務所・店舗内の見える場所に掲示しました。
		特定福祉用具販売	12月4日	(1) 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業員に対する研修を実施すること。 (2) 運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていなかったため、掲示すること。	12月16日	(1) 「高齢者虐待防止に向けた普及啓発映像」、「支援ネットワークで進める高齢者虐待への対応手順」、上記DVD、2件をを全員で見て確認しました。 (2) 事務所・店舗内の見える場所に掲示しました。
		特定介護予防福祉用具販売	12月4日	(1) 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業員に対する研修を実施すること。 (2) 運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていなかったため、掲示すること。	12月16日	(1) 「高齢者虐待防止に向けた普及啓発映像」、「支援ネットワークで進める高齢者虐待への対応手順」、上記DVD、2件をを全員で見て確認しました。 (2) 事務所・店舗内の見える場所に掲示しました。

＜令和元年度実施分＞実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年 2月 1 2日 時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
法人A	事業所b	通所介護	令和元年 7月25日	短期入所生活介護の利用を終了した者について、介護支援専門員と連携することなく、短期入所生活介護事業所の職員からの連絡を受けて通所介護サービスを提供していた。サービスの提供に当たっては、介護支援専門員と連携すること。	令和元年 8月21日	今後は、介護支援専門員との連携を密にし、「サービス提供票」に基づき要介護者等にサービスを提供していく。
			令和元年 7月25日	上記の件について、苦情処理簿に改善方策を記録すること。	令和元年 8月21日	別紙1のとおり苦情報告書を作成し、改善方策の記録を行った。
				契約書に契約者の署名・捺印が漏れているものが複数あったので、漏れなく署名・捺印を受けること。		
				避難訓練が年1回しか行われていなかったもので、消防法に定める避難訓練を年2回実施すること。同じく消防計画に定める自主点検が実施されていなかったので実施すること。		
	事業所c	短期入所生活介護		運営規程に、緊急時等における対応方法を記載すること。		
				避難訓練が年1回しか行われていなかったもので、消防法に定める避難訓練を年2回実施すること。同じく消防計画に定める自主点検が実施されていなかったので実施すること。		

＜令和元年度実施分＞実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年2月12日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
法人B	事業所a	訪問介護	令和元年 7月5日	サービス担当者会議当日にサービスを提供しなければならない場合に、訪問介護計画の作成が事後になっていたため、事前に居宅サービス計画の提供を受ける等して、サービス提供前に訪問介護計画を作成すること。	令和元年 7月24日	サービス担当者会議後すぐにサービスの提供がある場合は、ケアマネより事前に居宅サービス計画書の提供を依頼し、訪問計画書を前もって作成した状態で担当者会議に参加する。会議後、ご利用者に訪問介護計画書の説明・確認・サインをいただき、サービスの提供を行うこととするよう改めた。
			令和元年 7月5日	モニタリングシートの内容が月のまとめになっているので、訪問介護計画書作成前にモニタリングを行い、その記録を残すこと。	令和元年 7月24日	半月毎、もしくは必要時にモニタリングを行った際には、月毎のモニタリングシートとは別に、行った日時及び内容を記録としてファイルに残すよう改めた。
				サービス提供記録に、提供した記録の漏れが一部あるので、漏れなく記録すること。		
				運営規程と重要事項説明書のサービス提供時間、通常の事業の実施地域を一致させること。		
法人C	事業所a	通所介護		療養用ベッド横の本棚、避難経路の玄関の靴箱及び食堂兼機能訓練室の電子レンジの転倒防止対策をとること。		
法人D	事業所a	介護老人保健施設		消防計画に基づき、年2回の避難訓練を実施すること。		

<令和元年度実施分> 実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年2月12日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
法人F	事業所a	訪問看護 介護予防訪問看護	令和元年 10月4日	訪問看護計画書に利用者の同意に係る署名押印が漏れていたため、署名または押印を受けること。	令和2年 2月4日	10月分計画書よりご利用者様及び代理人の署名欄を設けました。署名については、計画書の内容を説明した後に、ご本人様、困難な場合には代理人の方に署名を頂くよう措置を講じました。
				運営規程第7条（利用料等）中、「1割の支払い」を、「利用者負担割合に応じた額」等の表現に改めること。重要事項説明書別紙も同様に修正すること。		
				運営規程及び従業者数の変更について届け出ること。		
				重要事項説明書の苦情窓口に、利用者の保険者の連絡先を追加すること。（西部総合事務所福祉保健局のみ記載されていた。）		
				重要事項説明書の同意に係る署名欄に代理人が記入する場合は、代理人の氏名も記入すること。（障がい者支援センターの代理人の署名がなかった。）		
				複数の加算の対象となる利用者について、加算の種類ごとに利用者等の同意を得た日が分かるようにすること。		
				領収書に医療費控除の対象となる額を記載すること。		
				サービス提供記録に記録者の氏名の記入漏れが散見されたので、漏れなく記入すること。		

＜令和元年度実施分＞実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年2月12日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
法人H	事業所a	訪問介護	令和元年 10月4日	サービス提供記録には訪問介護の予定時間ではなく、実績時間を記入すること。 訪問介護の予定時間と実績時間が異なる場合は、その旨を介護支援専門員に連絡し、サービス提供記録に残すこと。 また、訪問介護個別援助計画と実績が恒常的に異なる利用者が散見されるので、計画の変更を行うこと。	令和元年 11月5日	サービス提供記録の様式を変更し、実績時間を記入する方式へ運用を変更しました。(令和元年10月分サービス提供分から様式変更) 訪問介護の予定時間と実績時間が異なる場合、その旨を介護支援専門員に連絡しサービス提供記録へ記載するように職員へ周知徹底しました。(令和元年10月分サービス提供分から記載を周知徹底) 訪問介護個別援助計画と実績が恒常的に異なる利用者については、担当の介護支援専門員へ変更連絡済みかどうか再確認し、該当の訪問介護個別援助計画を変更しました。(令和元年10月現在有効である該当の訪問介護個別援助計画を令和元年10月30日までに変更)
				従業者数の変更について届け出ること。		

<令和元年度実施分> 実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年2月12日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
法人 I	事業所a	訪問看護 介護予防訪問看護		従業員数の変更について届け出ること。 併せて、利用者負担額について「利用者負担額割合に応じた額」等に修正し、届け出ること。		
				契約書及び運営規程中の記録の保存期間を2年間から5年間に修正すること。		
				重要事項説明書中の苦情受付機関の米子市長寿社会課及び西部総合事務所福祉保健局の連絡先を修正すること。		
				契約書中に、利用者の個人情報に関係機関に提供する条件を具体的に記載すること。		
				領収書に医療費控除の対象となる額を記載すること。		
				ターミナルケア加算について、文書で利用者等の同意を得ること。		
				訪問看護記録書に提供時間の実績を記録すること。 (予定時間のみ記録されていた。)		
				居宅サービス計画の短期目標に入浴介助について記載があり、実際にサービスは提供されているが、訪問看護計画書の目標に入浴介助の記載がないため、追加すること。		

<令和元年度実施分> 実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年2月12日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
法人J	事業所a	福祉用具貸与		福祉用具の保管、消毒を本社で行うことについて規程を整備すること。		
		特定福祉用具販売		管理者の住所変更について届け出ること。		
		介護予防福祉用具貸与		サービス担当者会議の要点の検討内容、結論、残された課題について、居宅介護支援事業所から入手または事業所において記入すること。		
		特定介護予防福祉用具販売				
法人L	事業所a	介護老人保健施設		施設サービス計画書におむつ交換や医療的ケア（経管栄養等）の頻度を具体的に記入すること。（「適宜」と記載されていた。）		
				リハビリテーション実施記録の実施状況が記載されていないものが散見されるので、漏れなく記載すること。		
				運営規程中の利用料について、「利用者負担割合に応じた額」等に修正すること。		
				風水害、地震対策のマニュアルを作成すること。		

<令和元年度実施分> 実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年2月12日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文書指摘日	指摘・指導事項	報告受理日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
法人M	事業所a	介護老人福祉施設		看取り介護加算の算定に係る施設基準として看取りに関する職員研修を行うことが定められているが、当該研修の実施記録に不備が認められるので整備すること。		
				看取り介護を実施するにあたり、入所者や家族が容易に理解できるよう、口頭説明だけでなく説明資料を作成して交付すること。		
				褥瘡マネジメント加算の算定に係る褥瘡ケア計画について、多職種が共同して当該計画を作成したことがわかるようにしておくこと。		
				個別機能訓練加算の算定に係る個別機能訓練計画書に当該訓練の実施方法を具体的に記載すること。また、当該訓練の効果と評価についても具体的に記載すること。		
				施設サービス計画の作成にあたり、サービスの頻度、時期、時間帯をできるかぎり具体化すること。		
				施設サービス計画の作成はケアマネジメントの一環であり、入所者の生活課題を社会資源と結び付け入所生活を支援するものである。インフォーマルな社会資源である家族、地域、ボランティアに関することも記載すること。		
				施設サービス計画の内容やサービス提供記録に具体的ではない箇所があるので、できる限り具体的な記載をすること。		
				施設サービス計画の生活課題（ニーズ）とサービス内容が逆に記載されている箇所があった。記入項目に注意すること。		

＜令和元年度実施分＞実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年2月12日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
				運営規程に「緊急時における対応方法」を定めること。		
				事故発生時における家族への連絡対応の記録が一部漏れていた。漏れないよう記録すること。		
	事業所 b	短期入所生活介護		個別機能訓練加算の算定に係る個別機能訓練計画書に当該訓練の実施方法を具体的に記載すること。また、当該訓練の効果と評価についても具体的に記載すること。		
		介護予防短期入所生活介護		居宅サービス計画の目標が短期入所生活介護サービス計画に反映されていないものがあつた。短期入所生活介護サービス計画は居宅サービス計画の内容に沿ったものにする。		
法人N	事業所a	訪問リハビリテーション		サービスの実際の提供時間を記録すること。		
		介護予防訪問リハビリテーション				
法人O	事業所a	訪問看護		個人情報を含む用紙（訪問看護報告書、請求書等）の裏面利用を行わないこと。		
		介護予防訪問看護				

＜令和元年度実施分＞実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年 2 月 1 2 日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
			令和元年 11月5日	身体介助（自立生活支援・重度化防止の見守りの援助を含む）の具体的な内容を手順書に記載すること。	令和元年 11月14日	各利用者の手順書の内容に具体性がなく、同じ内容が記載されたものであった。 各利用者それぞれの手順書に具体的な介助内容を記載することとした。自分で出来ることと介助が必要なが明確に分かるように記載する。 手順書の内容を、例えば身体介護2の入浴支援について、準備から移動介助、更衣介助から入浴後の水分提供など、実際に行う一連の流れをより具体的に記載することとした。 具体的な内容となるように個別的な対応を手順書に記載していく。 その他、サービス提供記録の記載方法についても適切な内容となるように、10/26介護記録の研修を行い訪問介護職員への周知徹底を図りました。介護記録の研修については、1回だけでなく、2回3回と繰り返していくこととする。
			令和元年 11月5日	各利用者への身体介助の必要性について、介護支援専門員と連携し見直しを行うこと。	令和元年 11月14日	アセスメントからは、身体介護の必要性があるとは思えないケースがあった。 指摘のあったケースについて、10/26に担当介護支援専門員に連絡し、11月始めに見直しを行う予定となっておりますが、11/4に体調不良にて入院となる。退院時にサービス担当者会議を開催し、身体介護の必要性を含めて見直すこととしている。 その他の利用者についても10月末にて身体介護の必要性について適正か確認。必要との返答ではあったが、10/26に記録の勉強会を行い、「訪問介護員としてどんな介護を提供したのか」「どんな方法で行ったのか」等、身体介護として算定できる援助を行っているのか、正しく具体的に記録していくこととする。

＜令和元年度実施分＞実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年2月12日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
法人P	事業所a	訪問介護	令和元年 11月5日	訪問介護計画書に書面で利用者の同意を得た日より前からサービスが提供されていたので、書面で同意を得た日以降にサービス提供すること。	令和元年 11月14日	実際はサービス提供開始日と訪問介護計画書の同意日は同じであったが、印鑑を忘れていたとことで書面を持ち帰り記載してもらったことが原因で同意日とサービス提供日が違ってしまった。今後は、必ずサービス提供日に書面で同意を得ることを徹底。押印が後になっても同意日の記載は、その場で行ってもらうことを再度徹底していく。
			令和元年 11月5日	特定事業所加算の要件であるサービス提供責任者からの留意事項の文書による伝達が行われていると認められないので、保険者と協議の上返納すること。	令和元年 11月14日	サービス提供責任者からの文書による伝達事項がなかったことについて、 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 上記の内容を踏まえた用紙を作成。その用紙を使用し、サービス提供責任者から文書による情報伝達を行うこととした。 業務申し送りノートで情報伝達を行っていたが、サ責からの情報なのか業務申し送りなのか分からない状況があった。その為、サービス提供責任者専用の伝達ノートを作成、そのノートにて新規利用者の情報提供や担当者会議の内容等を伝達し訪問介護職員に文書にて伝達することとした。 また、訪問介護員が確認したことが分かるように確認印を押してもらうこととした。 4～9月の間の加算部分については返納していく。 加算部分の返納については、令和元年10月2日より関係保険者と相談を開始、令和2年1月～3月を目途に報酬返納予定。

＜令和元年度実施分＞実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年2月12日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
				サービス提供記録の実績時間が予定時間と全く同じになっているため、実際の提供時間を記録すること。		
				訪問介護計画書に、利用者が自分でできること、介助が必要な内容を具体的に記載すること。		
	事業所 b	訪問看護 介護予防訪問看護		重要事項説明書の事業所保管分に、加算についての同意欄への記入がないものがあったので、漏れなく記入すること。		
法人 Q	事業所 a	通所介護		機能訓練のための外出は、介護支援専門員と協議の上、居宅サービス計画に位置づけた上で実施すること。		

<令和元年度実施分> 実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年2月12日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
法人R	事業所a	介護老人福祉施設		個別機能訓練に関する記録について、訓練内容を明記すること。(マッサージ及び生活動作の中での訓練に関する記録はあったが、体操等に関する記録がなかった。)		
				個別機能訓練の開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練の内容を説明し、記録すること。		
				看取り介護の説明の際には、入所者等の理解を助けるための説明資料を作成し、その写しを提供すること。		
				職員の勤務実績の記録が一部漏れているものが散見されたので、漏れなく記録すること。		
				入居時アセスメント記録・暫定生活支援計画書に利用者・家族の意向及び期間を記入すること。		
				施設サービス計画書に理学療法士が行うサービス内容が分かるように記入すること。		
				施設サービス計画書の短期目標と長期目標が逆になっているものがあったので、適切に記載すること。		
				要介護認定の更新申請中の者について、暫定ケアプランを作成し、認定後に有効期間等を記載した本プランを作成し、入所者等の同意を得ること。		

<令和元年度実施分> 実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年2月12日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
法人S	事業所a	介護老人保健施設		職員は退職後も守秘義務があることを秘密保持誓約書に明記すること。		
				栄養ケア計画について、同意を得た旨記録すること。		
				入所1ヶ月以内の施設サービス計画書の長期目標が全て「暫定プラン」と記載されているため、記載方法を改めること。		
				サービス提供記録にレクリエーションの具体的な実施内容を記載すること。		
法人T	事業所a	介護老人保健施設		褥瘡対策に関するケア計画書に、説明と同意日を記入すること。		
法人U	事業所a	特定施設入居者生活介護		平成31年3月に実施した身体拘束委員会議事録が保管されていなかったため、適正に保管すること。		
				夜間看護体制加算について、重度化した場合における対応に係る指針を定めること。		
		介護予防特定施設入居者生活介護		有料老人ホームが提供するサービスの一覧表（重要事項説明書別添2）に、料金を明記すること。また、「特定施設入居者生活介護の指定の有無」を「あり」とすること。		
				重要事項説明書の苦情の窓口に、鳥取県国民健康保険団体連合会及び市町村（保険者）を追加すること。		
			サービス提供記録は、1日の流れの中で計画上のサービスが実施できたことが分かるよう、記録の方法を検討すること。			

<令和元年度実施分> 実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年2月12日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
法人V	事業所a	訪問介護		特定事業所加算に係る研修計画が個別のものとなっていないので、個別の研修計画を作成すること。		
				特定事業所加算に係るサービス提供責任者からの伝達に対する訪問介護員からの報告の記録を残すこと。		
				訪問介護記録のサービス利用日時に予定時間が記入されているものがあつたので、実際の提供時間を記入すること。		
				営業時間に応じた職員の勤務体制を整備すること。 (通常の営業時間が8時から18時であるが、職員の通常の勤務時間が8時45分から17時15分である。)		
				事故の発生について、家族に報告した記録を残すこと。		
				記録の保存期間を2年間から5年間に変更すること。		
法人W	事業所a	福祉用具貸与		各種研修（高齢者虐待防止研修含む）の受講記録を残すこと。		
		特定福祉用具販売		重要事項説明書、商品取扱説明書同意書の日付の漏れ、誤りが散見されるので、正確に記入すること。		
		介護予防福祉用具貸与		従業者として届出がされていない代表取締役がサービス担当者会議に出席しているので、従業者の追加について届け出ること。		
		特定介護予防福祉用具販売				

<令和元年度実施分> 実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年2月12日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
法人X	事業所a	介護老人福祉施設		運営規程に、「緊急時等における対応方法」を追加すること。		
				個別機能訓練計画の本人の同意欄に代理人の氏名のみ記載されていたので、本人の氏名を代筆してもらうこと。		
法人Y	事業所a	介護老人保健施設		認知症短期集中リハビリテーション実施加算について、医師が認知症と診断していない者についても加算を算定していたので、医師の診断を受けること。(入所者の症状や「長谷川式認知症スケール」の結果のみで認知症と判断していた。)		
				認知症短期集中リハビリテーション実施計画書に認知症リハビリの内容が記載されていない者、認知症リハビリを実施する旨が記載されていない者がいるので、リハビリの内容を記載すること。		
				利用者のアセスメント結果を踏まえて、個別性のある施設サービス計画を作成すること。		
				重要事項説明書の苦情窓口に保険者の連絡先を追加すること。		
				日用品費の徴収については、入所者又は家族等の自由な選択に基づき、入所者又は家族等に十分な説明を行い、同意を得ること。また、共有部分に係る日用品費は入所者から徴収しないこと。		

<令和元年度実施分> 実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年2月12日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
法人Z	事業所a	介護老人保健施設		口腔衛生管理加算に係る「口腔衛生管理に関する実施記録」の「口腔ケアの内容」が空欄となっているものがあつたので、漏れなく記入すること。		
				認知症専門ケア加算に係る研修について、研修の概要を記録すること。（研修資料回覧の記録のみとなっていた。）		
				運営規程の管理者氏名が前管理者のものとなっているため、変更すること。		
				施設サービス計画の同意欄に家族の氏名のみ記入されているので、本人氏名も記入してもらうこと。		
法人AA	事業所a	訪問介護		特定事業所加算に係る「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」に、利用者のADLや意欲、主な訴えやサービス提供時の特段の要望等を記載すること。		
				運営規程中の利用料について、「利用者負担割合に応じた額」等とすること。		

＜令和元年度実施分＞実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年2月12日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
法人AB	事業所a	訪問介護		従業者の雇用条件が変更されたにも関わらず変更後の雇用条件が文書で確認できないため、従業者に文書で雇用条件を明示すること。		
				重要事項説明書について ・通常の事業の実施地域外の交通費を徴収しない場合は、項目を削除すること。 ・緊急時連絡先の記入漏れがあるため、漏れなく記入すること。 ・サービス区分のチェック欄が空欄になっているため、記入または欄を削除すること。 ・苦情の受付窓口に保険者及び鳥取県国民健康保険団体連合会を追記すること。		
				運営規程について、通常の事業の実施地域外の交通費を徴収しない場合は、項目を削除すること。		
法人AC	事業所a	訪問介護		特定事業所加算に係る「緊急時等における対応方法」について、緊急時の連絡先及び対応可能時間を重要事項説明書等に明記すること。		
				訪問日誌の開始時間と終了時間は、実際の時間を記録すること。		
				居宅サービス計画書の複数の目標が訪問介護計画書では1つにまとめてあるので、居宅サービス計画の目標ごとに訪問介護計画の目標を作成すること。		

<令和元年度実施分> 実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項

所 属	西部総合事務所福祉保健局
作成時点	令和元年2月12日時点

法人名	事業所名	サービス種類	文 書 指 摘 日	指 摘 ・ 指 導 事 項	報 告 受 理 日	文書指摘に対する改善結果又は改善方法
法人AD	事業所a	介護老人福祉施設	/	運営規程に、「施設の利用に当たっての留意事項」を追加すること。	/	/
			/	日用品費の徴収については、入所者又は家族等の自由な選択に基づき、入所者又は家族等に十分な説明を行い、同意を得ること。	/	/
			/	個別機能訓練計画の目標、実施方法等について、より詳細に記載すること。	/	/
			/	栄養マネジメント加算に係る栄養ケア計画に、栄養補給量、補給方法等以外の項目も記載すること。また、医師等多職種が共同していることが分かるよう、出席者氏名及び医師等の意見を記録すること。	/	/
			/	看護体制加算について、看護職員不在時の介護職員による入所者の観察項目の標準化を行い、看護・介護職員に対して周知すること。	/	/
			/	看取り介護加算について、入所者に関する記録を活用した説明資料の作成とその写しの提供を行うこと。	/	/
			/	入所者の退所後の居宅介護支援計画の作成等に資するために、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ること。	/	/
	事業所b	通所介護	/	個人情報提供に関する同意書が確認できないものがあつたので、漏れなく同意書を徴すること。	/	/